

第4回 橋本市水道事業審議会議事要旨

日時：平成30年7月26日（木）14時～15時40分

場所：橋本市役所 3階 委員会室

1. 開会

- ・事務局より、今回審議会の傍聴者はいないことが報告された。

2. 会長挨拶

3. 議事

- ・事務局より、今回審議会の出席数は10名であり、委員の過半数を満たしており、審議会が成立することが報告された。
- ・審議会規程により、濱田会長が議長となり、以降の審議会を進行。
- ・議長より、議事録署名委員が選出された。矢野委員、齋藤委員が選出された。
- ・事務局より、資料説明（1）及び（2）の説明が行われた。
- ・討論・質疑が各委員よりなされた。概要は以下のとおり。

議長：将来を見据えた更新を踏まえて、20%の料金改定が必要ということから説明がありましたが、どうでしょうか。

委員：P11で10m³使用者は356円上がるのみということでしょうか。

事務局：基本料金1,780円を据え置き、単純に基本水量を8m³とすると、そうなります。

委員：P1で20%の改定が必要であるということが明確になっているのは良いと思いますが、P11では6%の増収となっています。P1とP11に関連するのでしょうか。

事務局：P10～P11は基本水量を変更する場合の考え方を整理させていただいています。20%の料金改定とは関連しません。

委員：検討方針は全国的な流れにあっていると思います。一番重要なのは③の収益のうち基本料金の占める割合を大きくするというもので、人口減少社会で水需要が減少するなかで、需要に左右されない基本料金の収入を上げていくことが重要と考えます。水道は典型的な装置産業で全国的に見ても固定費の占める割合が95%を占めているので、これを可能な限り基本料金で回収するということが今後重要となってくると考えています。

議 長：水道は巨大な設備・装置を持っているわけで、それは水を使う使われないを問わず必要なものであります。それらを維持するコストを確保しなければなりません、これまではあまり認識されていないものであったと思います。徐々に基本料金部分を上げていくことで利用者の皆さんに理解をしていただくことが必要と考えます。

委 員：基本水量を含んだものを基本料金として資料を作成されていますが、P8 の天草市をみると基本水量 0m^3 でも料金が 1,200 円発生しているように、基本水量 0m^3 でも料金をいただく考えが必要ではないでしょうか。蛇口をひねれば水が出る環境ですから、設備代を回収しようとする、水を使わなくとも負担をしていただくという方が理論的かと思います。

- ・事務局より、資料説明（３）の説明が行われた。
- ・討論・質疑が各委員よりなされた。概要は以下のとおり。

委 員：基本水量 10m^3 を 8m^3 に下げるパターンが良いかと思いました。

事 務 局：今回資料の 10m^3 、 8m^3 は例でございますので、これで決めというものではありませんので、別途ご意見があればいただきたいと考えております。

委 員：20%の料金改定ということで、料金体系を変化させてシミュレーションをされていますが、使用者数も考慮したものなのでしょうか。

事 務 局：使用者数も勘案して、料金収入 20%増を確保できるようにシミュレーションしています。

委 員：使用量で、一番使われている使用量はどの程度ですか。

事 務 局：20～30 m^3 使用の方が最も多いです。

委 員：2人世帯だと月の使用量は 10m^3 程度ではないでしょうか。私の家の実績からですが。

事 務 局： 10m^3 程度ですと、かなり節水されている印象です。2人世帯であれば 15m^3 程度を使用されていると思います。

委 員：現状で料金に対する苦情はありますか。ある場合はどのような苦情でしょうか。

事 務 局：あります。市外から転居されてきて料金を比較された場合に高いと感じられるようです。

- 議 長：市の総合計画を議論した際にも、料金が和歌山市の2倍であり、なぜかという説明を求められたこともありました。
- 委 員：他都市との違いはどのようなものでしょうか。
- 事 務 局：人口もそうですが、水源、人口密度による事業の効率性、地形的に起伏が多いためポンプ等の設備が多くいるなど、様々です。
- 委 員：わかりやすく資料をまとめていただいています。根本的に、利用者への説明として、固定費が大きいから基本料金で料金を回収する必要があるのか、水量を多く使う人ほど負担を大きくするのか、どちらを主とすべきかを明確にしておく必要があると考えます。
- 事 務 局：市としては水量に関係なく、基本料金として料金を回収したい考えを持っています。市としてはそうですが、委員の方々にご意見をいただきたいと考えています。
- 委 員：水は使わなくても、家庭まで水道水を届ける料金はいただくことを基本とし、プラスして水を作った分の費用を負担していただくとして、料金改定に併せて、それを利用者に説明するストーリーをどう考えておられますか。
- 事 務 局：第3回資料のP8にありますように、水を使わなくても準備料金（固定費）がかかっています。
- 委 員：これを前面に出してはどうでしょうか。
- 事 務 局：今回の議論として、全体として水道料金を上げることと基本料金と従量料金の割合を変える2つの課題がございます。ただ、この2つを変えることによって、影響を大きく受けるのは小口の利用者であり、一方で基本水量の見直しは小口の利用者の負担を軽減するもので、相反することを検討しておりまして、2つの課題を同時に解決するのは難しいかと考えながら検討をしている状況です。
- 委 員：しかし、今の状況では設備がもたないのですよね。実態はある程度、開示していくべきではないでしょうか。
- 事 務 局：前回もご意見をいただきましたが、その点をもっとPR、利用者へ周知することは、市としての課題と考えています。
- 委 員：橋本市の場合、水道施設が近くにあるという印象があり、説明はしやすいのではないのでしょうか。古くなった施設をほおっておくと、給水車が周らなければならない状況になるなど、小口の方にも、将来世代のことも含めて、説得をしながら、きちんと説明していくしかないのでは。

- 議 長：水道は大きなシステムとして成り立っているものであり、皆さんにその点を理解していただく時代になっているのは確かではないでしょうか。
- 委 員：料金を上げるにしろ、あまり使っていない人にはメリットがあるようにしてはどうでしょうか。例えば、0～5 m³、5～10 m³、以降5 m³ きざみで固定料金型というの也被えられるのではないのでしょうか。
- 委 員：利用者の皆さんが節水しはじめると 20%の目標値に達しない可能性もありますよね。
- 事 務 局：今回のシミュレーションは使用量が変わらないという前提で行っています。
- 議 長：たくさん使っていただくための策としては、逡減水量制ということ也被えられるかもしれませんね。固定料金型は節水する方にとってはインセンティブが働くかもしれませんね。
- 事 務 局：橋本市としては、水供給は十分にできる状況ですので、使っていた方がありがたい状況です。
- 委 員：今回の様な機会があると、考えさせられますが、普段はなかなか水道のことは考えない人も多いのではないのでしょうか。そういう状況で成り立っているというようにも思います。もちろん、水道について考えていかなければならないとは思いますが。
- 委 員：今回は 10m³、8m³ の基本水量でのシミュレーションでしたが、0m³ の場合も必要ではないのでしょうか。
- 事 務 局：次回にお示しします。
- 議 長：水道事業は装置産業であることを理解していただく必要がありますが、給水の契約を交わすときの書類に、そのような記載はありますか。
- 事 務 局：ありません。
- 議 長：水道事業がなんたるかを理解していただいてない状況なので、いい機会として利用してもよいのではないのでしょうか。
- 委 員：基本水量はなくすのが理想で、いきなりが難しいのであれば徐々にでも下げていくほうが良いと考えます。一方で、今回のシミュレーションでは小口の利用者の料金改定率が高かったりと、実質的な料金の上げ幅としてはそんなに大きくはないようにも感じますが、小口の利用者にとって感情的にどうなのかと思うところもあります。これは 20%の改定の方法になると思うのですが、5年きざみでの料金見直しも有効ではないかと考えます。一度に上げ

るのではなく、徐々に料金を上げていく流れを、今回の審議会で方針付けるということも有効ではないかと考えます。この局面で大事なことは、方向性を決めることだと思います。また、今回で基本水量 0m³である基本料金を一旦導入した上で、以後、徐々にその基本料金を中心に上げていくという方針を決めることも重要ではないでしょうか。

議 長：基本的な方針を決めることは重要だと思います。利用者からすると 20%ではなく、段階的に上げるということも求めたいでしょう。一方で水道事業側とすると、将来展望をもった財政基盤を確保しておきたいという考え方もありますね。これをどう考えていくかですね。

委 員：和歌山市の事例を見ると、50%も上げている事例がありますし、上げるのであれば、一度で上げるというのも一つの考えとも思います。

委 員：大きく料金改定したのは何があったかわかりますか。

事 務 局：詳細はわかりませんが、大きく改定した事業体はもともと料金が安かったという傾向はあります。また、5年以内の間隔で改定している場合でも 10%以上の料金改定をしている事例もあります。

議 長：次回に向けた意見がありましたらお願いします。

委 員：可能であれば、基本水量を含まない基本料金を想定した場合の料金体系を示してください。

委 員：現在、橋本市では用途別料金体系を採用していますが、用途別は客観的な説明が難しいといわれています。全国的にも口径別の料金体系は 57%に達していますし、口径別での料金体系を算定してみてはいかがでしょうか。

議 長：実際は単一料金のようなものですから、用途別という表現を撤回してはいかがでしょうか。

事 務 局：特殊なものを除いて、単一という表現にすることは可能です。

議 長：ビルの消火栓については基本料金を徴収しているのでしょうか。

事 務 局：1回使用当たりの金額を徴収することになっています。なお、ビルの消火栓は私設の消火栓です。

議 長：消火栓についても一般利用者と同じような気もします。その点、考え方を整理されてはいかがでしょうか。

委 員：第3回の資料をみると、給水口径 13mm と 20mm で 97%を占めている状況ですが、給水管の口径に応じた基本料金設定が良いと考えます。基本料金はとるべきで、基本水量はなるべく下げた方が

良いと考えていますが、基本料金については口径に応じたいくつかのパターンに分けるか統一にするかも論点としてあるのではないのでしょうか。

事 務 局：給水口径については、13mm についても 20mm で配水管から分岐して、メータのところで 13mm に絞っているだけなので、水道事業側からすると 13mm も 20mm も同じです。

委 員：口径別料金体系であれば、給水口径が大きいほど基本料金が高くなる料金体系になります。従量料金は一律が理想です。

事 務 局：補足ですが、橋本市では新規や口径を増径する利用者から、口径に応じた給水分担金をいただいています。

4. 閉会